令和７年

第１回仁木町教育委員会定例会議案

日 時　令和７年１月 17 日
　　午前９時 30 分

場 所　仁木町役場　「委員会室」

令和７年第１回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和７年１月 17 日（金）　午前９時３０分　開議　　（第１日）

日　程	区　分	件　名
日程第　1		会期決定
日程第　2		会議録承認
日程第　3		教育長事務報告
日程第　4	議案第１号	令和７年度全国学力・学習状況調査に関する件
日程第　5	議案第２号	令和６年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第５号）のうち、教育費に関する件
日程第　6	議案第３号	仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会委員の委嘱に関する件
日程第　7	協議案第１号	当面する教育諸問題に関する件

日 程 第 1　　会 期 決 定

日 程 第 2　　会 議 録 承 認

日 程 第 3　　教育長事務報告

教育長事務報告　令和６年 12 月 10 日（火）～令和７年１月 17 日（金）

１　後志教育局指導主事要請訪問

令和６年 12 月 11 日（水）銀山中学校

＝概　要＝

○ 内　容　教師の授業力向上のための要請訪問

○ 教　科　１年生　家庭科（本間教諭）

２　定例校長会

令和６年 12 月 12 日（木）　役場会議室２

＝概　要＝

○ 教育長挨拶（示達事項含む）３件

・ 新型コロナウイルス、インフルエンザの警戒について

・ 年末年始の学校閉庁日について

・ 教職員の服務規律の保持について

○　教育委員会示達事項

・ 在宅勤務実施要領について

・ 体罰調査の実施について

・ストレスチェックの実施について

○　会務報告、連絡事項

○　協議事項

・ 冬期休業中の服務について　など

○　各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回開催日　令和７年１月 21 日（火）９：30～会議室２

３　銀山小学校授業参観

令和６年 12 月 13 日（金）　銀山小学校

＝概　要＝

○ ３・４年生　飯島教諭

※１・２年生、５・６年生は担任不在のため日程変更

４　令和６年第４回仁木町議会定例会

令和６年 12 月 19 日（木）　議会議場

＝概　要＝

○ 報告　１件・ 令和５年度各会計決算特別委員会審査報告～すべて認定

○ 承認　１件・ 補正予算１件（一般会計）承認

○ 議案　12 件・ 補正予算２件（一般会計ほか１件）　可決

・ 条例改正１件（心身障がい者医療費助成条例）　可決

・ 規約変更１件（北後志衛生施設組合）　可決

○ 意見書２件・ 高等教育の学費軽減・奨学金返済の軽減ほか１件　可決

○ 一般質問（５人～５件）

佐藤議員　・ 並行在来線のバス転換への今後の展望は

野崎議員　・ 高齢者へ思いやりのある対応を

前田議員　・ Maas の取組の現状は

上村議員　・ 国保税の子どもの均等割の見直しを

嶋田議員　・ 特定機能実習生の住宅整備に助成を

5　蘭越町教育委員会来訪

令和６年 12 月 23 日（月）教育長室

＝概　要＝

○ 蘭越町教育委員会新旧教育長退任・新任挨拶（12 月 20 日付け）

6　後志管内市町村教育委員会教育長会議

令和６年 12 月 24 日（火）教育長室（ZOOM）

＝概　要＝

○ 教育局長（「令和の日本型学校教育」を推進する教育行政について）

○ 義務教育指導監（危機管理について）

○ 企画総務課所管事項（服務規律の厳正な保持について　ほか）

○ 教育支援課所管事項（令和７年度全国学力学習状況調査　ほか）

7　寄贈品の受領

令和６年 12 月 26 日（木）教育長室

＝概　要＝

○ 寄贈相手　仁木建設協会（会長、事務局長）

○ 寄 贈 品　仁木中学校バドミントン部にシャトル（50,000 円相当）

8　寺子屋スタディ（冬休み）参観

令和６年 12 月 26 日（木）、27 日（金）町民センター交流ホール

＝概　要＝

○ 仁木小学校（４～６年生）　25 日（水）、26 日（木）※２日間

参加者　16 人

9　辞令交付

令和６年 12 月 27 日（金）町長室

＝概　要＝

○ 対象者　１人（住民課主幹の兼務発令）

10　仕事納め挨拶

令和６年 12 月 30 日（月）庁内全部署

＝概　要＝

○ 仕事納めに係る各課への慰労挨拶

○ 町長、副町長、教育長

11　令和７年仁木消防団出初式

令和７年１月５日（日）仁木消防団拠点施設前及び仁木町民センター

＝概　要＝

○ 人員報告並びに服装・機械器具点検、統監訓示、分列行進、表彰状伝達並びに授与、来賓祝辞、祝電披露、団長答辞

○ 来賓～中村衆議、大築衆議、市橋道議、余市警察署長、仁木町議会議長

12　仕事始め町長訓示

令和７年１月６日（月）町民センター交流ホール

＝概　要＝

○ 令和７年仕事始めに当っての町長訓示

○ 対象者　仁木町職員、北後志消防組合仁木支署職員、会計年度任用職員

13　銀山地区における新たなコミュニティ拠点づくりに向けたワーキングチーム会議事前打ち合わせ

令和７年１月７日（火）応接室

＝概　要＝

○ 内　容　ワーキングチーム会議に係る資料の精査等

○ 出席者　副町長、教育長　ワーキングチーム職員

14　令和７年仁木町はたちの集い

令和７年１月 12 日（日）町民センター多目的文化ホール

＝概　要＝

○ 開式のことば、国歌斉唱、新二十歳紹介（26 人）、式辞（教育長）、新二十歳代表宣誓、祝辞（町長）、来賓紹介（町長、議長）祝文・祝電披露、記念品披露、アトラクション（北海道日本ハムファイターズからのメッセージ、若鮎太鼓郷土芸能保存会、仁木フルーツ合唱団）、お礼のことば、閉式のことば　※終了後、記念撮影

15　Hello World 表敬面談

令和７年１月 15 日（水）教育長室（オンライン）

＝概　要＝

○ 相手方　Hello World 担当者

○ 内　容　同社の紹介、国際交流事業の紹介など

日 程 第 4

議 案 第 1 号

令和７年度全国学力・学習状況調査に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第３条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和７年１月１７日　提出

仁木町教育委員会

教育長　　岩　井　秋　男

写

6文科教第1467号
令和6年12月23日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長　殿

文部科学事務次官
藤原　章夫

令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

この度、文部科学省において、令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（令和5年12月21日付け5文科教第1356号別紙）からの主な変更点は、下記のとおりです。

なお、実施要領7.（1）調査結果の示し方及び（2）文部科学省による調査結果の公表に定める事項については、中学校理科において、生徒が活用するICT端末等を用いた文部科学省CBTシステムによるオンライン方式（以下「CBT」という。）及びIRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）を活用する予定であること等を踏まえ、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において検討の上、追って具体的な取扱いの詳細をお示しすることとします。

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いします。

ついては、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

記

・経年変化分析調査及び保護者に対する調査は実施しないこと。
・中学校理科に関する調査をCBTで実施すること。
・中学校理科に係る調査結果の示し方としてIRTスコアを利用すること。
・引き続き、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮を可能とすること。
・CBTで実施する中学校理科及び児童生徒質問調査を後日実施とする場合に、学校外での実施を可能とすること。

＜本件担当＞
文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付学力調査室
電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和７年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和６年12月23日
文部科学省
令和６年12月27日一部訂正

１．調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

２．調査の名称

令和７年度全国学力・学習状況調査

３．調査の対象等

（１）調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア　小学校調査

小学校第６学年、義務教育学校前期課程第６学年、特別支援学校小学部第６学年

イ　中学校調査

中学校第３学年、義務教育学校後期課程第３学年、中等教育学校前期課程第３学年、特別支援学校中学部第３学年

（２）障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定などの配慮を可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下の事由がある児童生徒については、原則として、当該事由に係る教科に関する調査の対象としない。

ア　下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

（３）日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。ただし、例えば、国語、算数・数学及

び理科の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

4．調査事項

（1）児童生徒に対する調査

ア　教科に関する調査

（ア）小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。国語、算数・数学及び小学校理科は、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）で実施する。中学校理科は、生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム（以下「MEXCBT」という。）によるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。

（イ）出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

（ウ）調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ　質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒の活用するICT端末等を用いたCBT（生徒質問調査にあっては、MEXCBTによるCBT）で実施する。

（2）学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

5．調査実施日等

（1）児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙１）

ア　小学校調査

（ア）教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。調査実施日は、令和７年４月17日木曜日とする。

（イ）児童質問調査の調査実施日は、令和７年４月18日金曜日から同年４月30日水曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

イ　中学校調査

（ア）教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

国語及び数学の調査実施日は、令和７年４月17日木曜日とする。理科の調査実施日は、令和７年４月14日月曜日から同年４月17日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

（イ）生徒質問調査の調査実施日は、理科の調査実施日と同一とする。

ウ　集計対象

文部科学省が５．の調査結果を示すに当たっては、教科に関する調査については令和７年４月17日木曜日まで、児童生徒質問調査については同年４月30日水曜日までに実施された調査の結果を全体集計の対象とする。

（２）後日実施等

ア　教科に関する調査

（ア）教科に関する調査を調査実施日に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により教科に関する調査を実施できなかった児童生徒については、教育委員会及び学校等の判断により、令和７年４月18日金曜日以降に調査を実施することができる。なお、同日以降に実施した教科に関する調査の結果は、全体の集計からは除外することとするが、令和７年４月30日水曜日までに実施（以下「後日実施」という。）されたものについては、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

（イ）CBTで実施する中学校理科については、後日実施の場合は学校外での実施も可とする。

イ　児童生徒質問調査

児童生徒質問調査については、調査実施日に実施できない場合は学校外での実施も可とする。

（３）学校質問調査

令和７年４月１日火曜日から同年４月17日木曜日までの間に実施する。

（４）調査実施に関するスケジュール

別紙２のとおりとする。

（５）調査問題等の公表

文部科学省は、令和７年４月17日夕刻以降、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する（中学校理科については、非公開とする問題を除く。）。

６．調査の実施体制等

（１）調査の参加主体と実施系統（調査の実施系統図は別紙３・別紙４）

ア　調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。

イ　調査の参加主体は学校の設置管理者（都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

学校法人、国立大学法人、公立大学法人等）（以下単に「設置管理者」という。）とする。

ウ　設置管理者は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。その際、設置管理者における調査責任者及び担当者等を指名するとともに、適切に実施体制を整備すること。

エ　学校は、校長を調査責任者として、設置管理者の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。その際、学校における担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

オ　都道府県教育委員会は、ウに定めるほか、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。

カ　都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

（２）調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和７年３月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

７．調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

（１）調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア　PBTで実施する教科に関する調査の結果

（ア）各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

（イ）以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

①　都道府県教育委員会

②　都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③　指定都市教育委員会

④　教育委員会

⑤　学校

⑥　児童生徒

（ウ）各教科の設問ごとの正答率等

（エ）各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ　CBT で実施する教科に関する調査の結果

（ア）各教科に係る問題の全体のIRTスコア等

（イ）以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ

① 都道府県教育委員会
② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
③ 指定都市教育委員会
④ 教育委員会
⑤ 学校
⑥ 児童生徒

（ウ）各教科の公開問題の設問ごとの正答率等
（エ）各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合

ウ　児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果
（ア）児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況
（イ）児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRTスコア等との相関関係の分析

エ　その他調査の目的の達成に資する分析

（２）文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

ア　以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（１）アからウまでで示した結果。ただし、（イ）から（エ）までの区分で公表する内容については、別に定める。
（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）
（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京２３区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ　教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ　その他調査の目的の達成に資する分析

（３）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア　文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③ 域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

④ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（イ）市町村教育委員会

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

① 当該学校全体の状況

② 各学級の状況

③ 各児童生徒の状況

④ 各児童生徒に関する個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

（4）調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

（ア）各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

（イ）各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

（ウ）各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

（エ）文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

（ア）文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

（イ）各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

（ウ）各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること

② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

（５）調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア　教育委員会及び学校による調査結果の公表

（ア）都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、（エ）に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③　①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④　自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（イ）市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

①　当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

②　自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③　自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

①　公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

②　調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③　（ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は（ア）②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④　調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤　児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥　学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

（オ）教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ　文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

（ア）文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第５条第６号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

（イ）教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

８．調査実施に当たっての相談体制

（１）設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

（２）文部科学省は、調査実施に当たっての設置管理者及び学校等からの問合せ等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

９．留意事項

（１）各教育委員会及び学校等における調査の実施等

ア　各教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

イ　各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

ウ　各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

（２）個人情報の保護等

ア　文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ　文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ　各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

（３）教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア　教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

（ア）小学校調査

国語、算数及び理科：それぞれ１単位時間相当

（イ）中学校調査

国語、数学及び理科：それぞれ１単位時間相当

イ　児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

（別紙１）

令和７年度全国学力・学習状況調査の時間割のモデル

主な実施予定日	
・教科に関する調査（中学校理科以外）	**：令和７年４月１７日（木）（調査基準日）**
・生徒質問調査、中学校理科	：令和７年４月１４日（月）～１７日（木）
・後日実施の期間	：令和７年４月１８日（金）～３０日（水）

１．小学校

○調査基準日（４月 17 日）

１時限目	休憩	２時限目	休憩	３時限目
国語 （45 分）		算数 （45 分）		理科 （45 分）

○児童質問調査の実施日（４月 18 日～30 日のうち事前に学校ごとに調整された１日）

任意の１時限	
準備 （15 分程度）	児童質問調査 （20 分程度）

※学校外（自宅等）での実施も可

２．中学校

A．４月 14 日～16 日に生徒質問調査・理科を実施する学校

○生徒質問調査・理科の実施日

（４月 14 日～16 日のうち事前に学校ごとに調整された１日の午前又は午後）

●時限目			休憩	●時限目
準備 *1 （15 分程度）	生徒質問調査＋CBT 練習 （25 分程度）	休憩 *2 （10 分程度）	準備 （10 分程度）	理科 （50 分）

*1 準備の時間を使用して、端末の立ち上げ、ログイン、画面の調整などを行うことを想定。

*2 必要に応じて、休憩の時間を使用して、画面の調整などを行うことを想定。

※質問調査プログラムに CBT の操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。

※学年全体で同じ時間に調査を実施するのが困難な場合は、例えば、以下のように実施することが考えられる。その場合、クラスごとに休憩時間をずらして設定するなど、先に調査を実施した生徒が後から実施する生徒と接触しないようにするための配慮を、各学校で適切に行うこと。

	１時限目			休憩	２時限目		休憩	３時限目		休憩	４時限目
１組	準備	質問調査等	休憩	準備	理科						
２組						休憩	準備	質問調査等	休憩	準備	理科

○調査基準日（４月 17 日）

１時限目	休憩	２時限目
国語 （50 分）		数学 （50 分）

B．４月17日（調査基準日）に全ての調査を実施する学校

○調査基準日（４月17日）

１時限目	２時限目	３時限目	４時限目
国語 （50分）	数学 （50分）	生徒質問調査 ＋CBT練習	理科 （50分）

又は

１時限目	２時限目	・・・	５時限目	６時限目
国語 （50分）	数学 （50分）	・・・	生徒質問調査 ＋CBT練習	理科 （50分）

※質問調査プログラムにCBTの操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。

※学年全体で上記の時間割で実施することが困難な場合は、極力Ａの日程（14日～16日）で調査を実施すること。

C．４月18日以降に実施する学校・生徒（注）

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

Ａ又はＢの日程で一部又は全ての調査（国語、数学、理科、生徒質問調査）を実施できなかった学校・生徒は、実施できなかったものを４月18日以降に調査を行うことができる。このうち、CBTで行う理科と生徒質問調査については、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことが可能となる。

（国語、数学）

日程	Ａ・Ｂ（４月17日）	Ｃ（４月18日以降）
問題セット	紙冊子（１種類）	
実施場所	原則として学校で実施	

（理科）

日程	Ａ（４月 14～16 日）・Ｂ（４月 17 日）	Ｃ（４月18日以降）
問題セット	公開問題、非公開問題で構成	公開問題のみで構成
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

※生徒質問調査は理科と同じ日に実施。Ｃ日程の場合は学校外（自宅等）での実施も可

（別紙２）

調査の実施に関するスケジュール（予定）

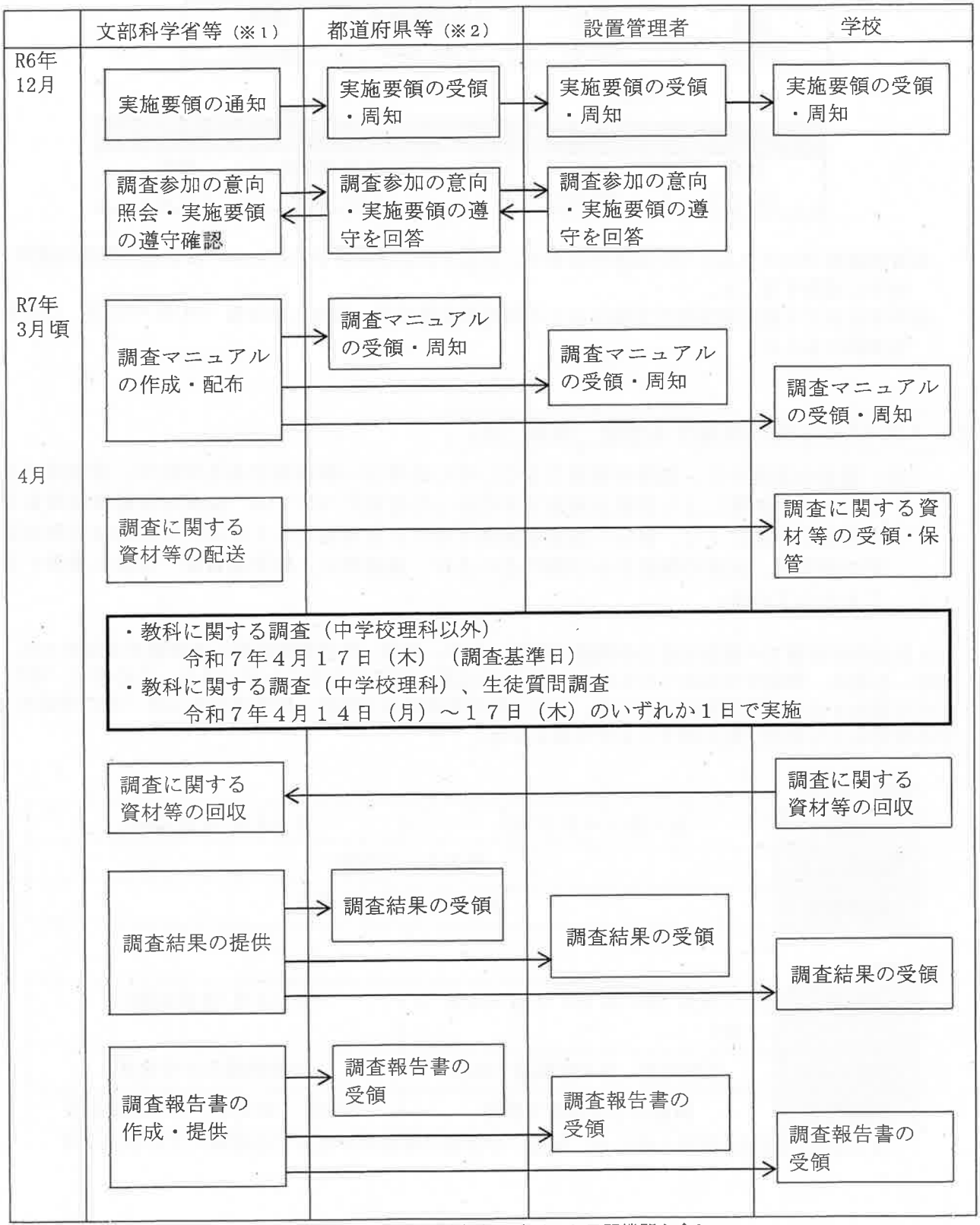

※１　文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※２　都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

（別紙３）

調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。

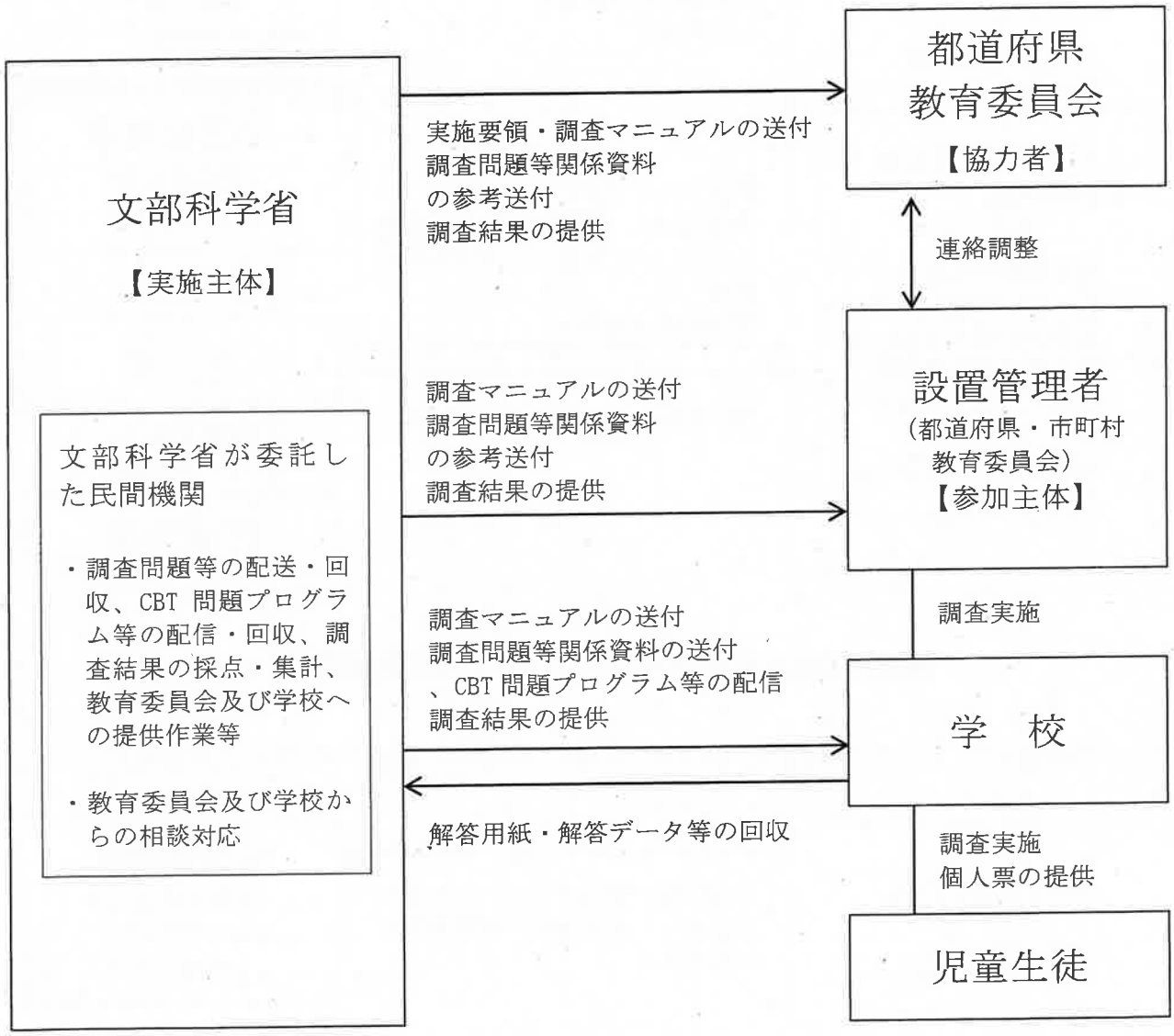

（別紙４）

調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。

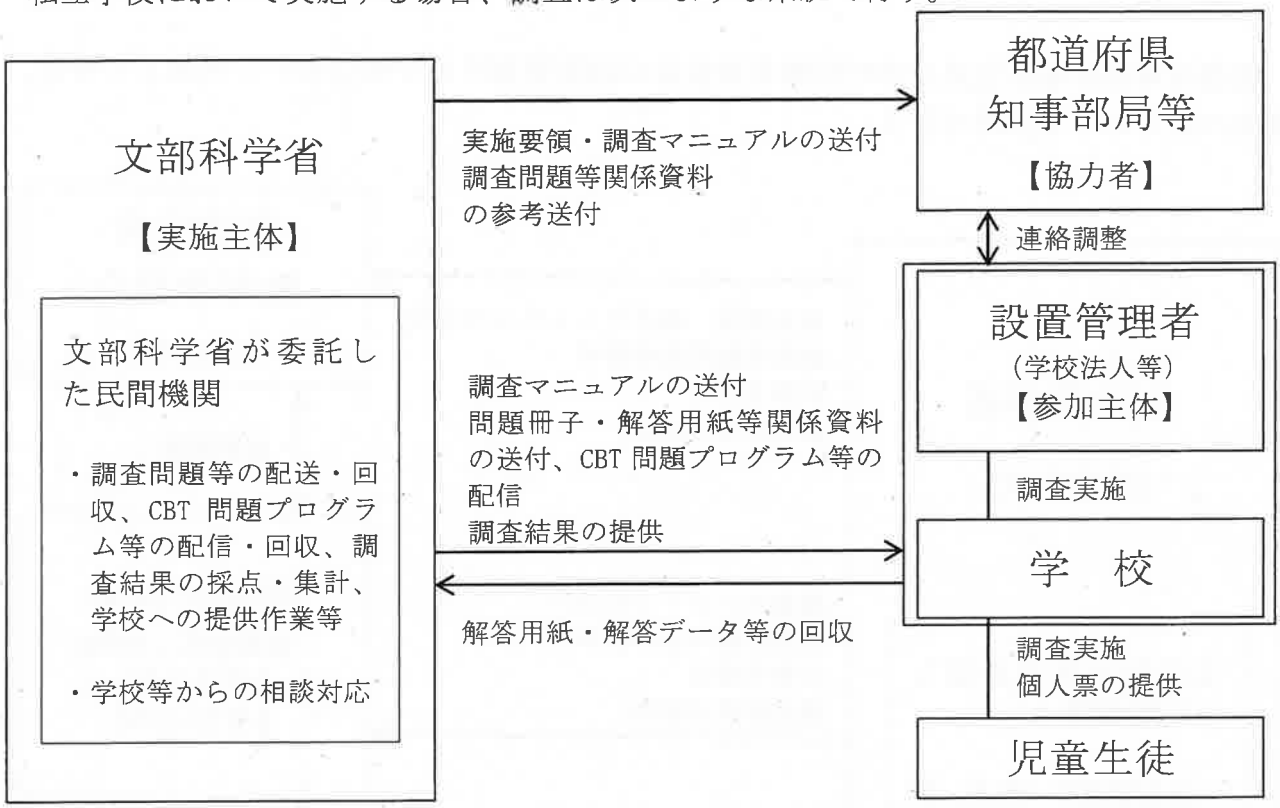

調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。

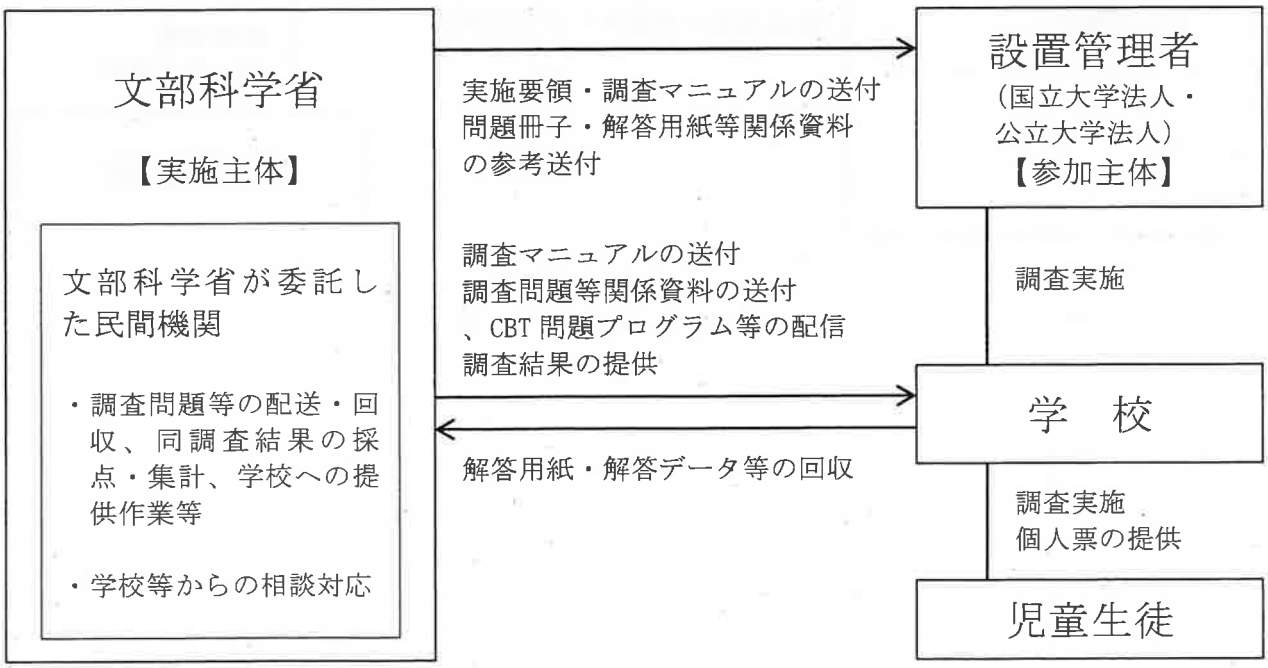

日 程 第 5

議 案 第 2 号

令和６年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第５号）のうち、教育費に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第２条第１２号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和７年１月１７日　提出

仁木町教育委員会

教育長　　岩　井　秋　男

令和 6年度　歳出 予算要求書　(第6回補正)

令和 7年 1月 8日 作成

会計 01 一般会計
款　10 教育費
項　01 教育総務費
目　02 事務局費

所属 03-12-02　教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

事業 128300-00-0 教育委員会事務局経費 [02 単独事業]

科目	臨経	要求額（千円）	査定額（千円）	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎（円）
＊＊合計＊＊		694	0	6,515	7,209	
01 報酬	11 経常	480	0	3,648	4,128	
012 パートタイム会計年度任用職員報酬	11 経常	480		3,648	4,128	報酬額の改正による　事務局　事務補助（山崎） 174,200円×12月=2,090,400円 報酬額の改正による　事務局　事務補助（齋藤） 169,800円×12月=2,037,600円 現計予算額 －3,648,000円=△3,648,000円
03 職員手当等	11 経常	214	0	1,369	1,583	
002 期末手当	11 経常	115	0	745	860	
003 会計年度任用職員	11 経常	115		745	860	報酬額等の改正による　事務局　事務補助（山崎） 174,200円×2.5=435,500円 報酬額等の改正による　事務局　事務補助（齋藤） 169,800円×2.5=424,500円 現計予算額 －745,000円=△745,000円
003 勤勉手当	11 経常	99	0	624	723	
002 会計年度任用職員	11 経常	99		624	723	報酬額等の改正による　事務局　事務補助（山崎） 174,200円×2.1=365,820円 報酬額等の改正による　事務局　事務補助（齋藤） 169,800円×2.1=356,580円 現計予算額 －624,000円=△624,000円

24

令和 6年度　歳出 予算要求書　(第6回補正)

令和 7年 1月 8日 作成

会計 01 一般会計
款　10 教育費
項　01 教育総務費
目　02 事務局費

所属 03-12-02　教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

事業 128900-00-0 会計年度任用職員管理事務経費［02 単独事業］

科目	臨経	要求額（千円）	査定額（千円）	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎（円）
＊＊合計＊＊		47	0	1,768	1,815	
04 共済費	02 臨時	47	0	1,765	1,812	
005 社会保険料	02 臨時	47		1,765	1,812	厚生年金保険料（事務職員・学校力向上支援員） 【山崎】15,555円×12月＋73,292円＋【齋藤】13,725円×５月＋14,640円×７月＋71,462円＋【打矢】17,385円×12月＋82,350円＋【庵】14,640円×３月＋16,470円×９月＋82,350円 =1,067,989円 厚生年金保険料（ALT２名）変更なし 【前ALT・ﾀｲﾗｰ】25,620円×４月＋【新ALT・ﾏｯｸｽ】25,620円×８月=307,440円 雇用保険料（額確定・支出済） 381,516円=381,516円 子ども・子育て拠出金　※（標準報酬月額（年単位）＋標準賞与額）×3.6% （【標準報酬月額】11,650,000円＋【標準賞与額】3,382,000円）×0.0036=54,115円 現計予算額 －1,765,000円=△1,765,000円

25

令和 6年度　歳出 予算要求書　(第6回補正)

令和 7年 1月 8日 作成

会計 01 一般会計
款　10 教育費
項　02 小学校費
目　01 学校管理費

所属 03-12-02　教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

事業 129230-00-0 小学校特別支援教育等事業経費［02 単独事業］

科　　目	臨経	要求額（千円）	査定額（千円）	補正前の額	補正後の額	内　容　及　び　算　定　基　礎　（　円　）
＊　＊　合　計　＊　＊		392	0	8,505	8,897	
01 報　酬	02 臨時	271	0	7,035	7,306	
012 パートタイム会計年度任用職員報酬	02 臨時	271		7,035	7,306	報酬額の改正による　学校力向上支援員（打矢） 195,800円×12月=2,349,600円 特別支援員　当初予算と同額を見込む 【仁木小】963,352円×２名＋【銀山小】963,352円×２名＋1,102,960円×１名=4,956,368円 現計予算額 －7,035,000円=△7,035,000円
03 職員手当等	02 臨時	121	0	781	902	
002 期末手当	02 臨時	65	0	425	490	
003 会計年度任用職員	02 臨時	65		425	490	報酬額等の改正による　学校力向上支援員（打矢） 195,800円×2.5=489,500円 現計予算額 －425,000円=△425,000円
003 勤勉手当	02 臨時	56	0	356	412	
002 会計年度任用職員	02 臨時	56		356	412	報酬額等の改正による　学校力向上支援員（打矢） 195,800円×2.1=411,180円 現計予算額 －356,000円=△356,000円

令和 6年度　歳出 予算要求書　(第6回補正)

令和 7年 1月 8日 作成

会計 01 一般会計
款　10 教育費
項　03 中学校費
目　01 学校管理費

所属 03-12-02　教育委員会 教育委員会事務局 総務学校教育係

事業 130850-00-0 中学校特別支援教育等事業経費［02 単独事業］

科目	臨経	要求額（千円）	査定額（千円）	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎（円）
＊＊合計＊＊		392	0	4,951	5,343	
01 報酬	02 臨時	271	0	3,975	4,246	
012 パートタイム会計年度任用職員報酬	02 臨時	271		3,975	4,246	報酬額等の改正による　学校力向上支援員（庵） 195,800円×12月=2,349,600円 特別支援員　当初予算と同額を見込む 【仁木中】963,352円×1名＋【銀山中】932,336円×1名=1,895,688円 現計予算額 −3,975,000円=△3,975,000円
03 職員手当等	02 臨時	121	0	781	902	
002 期末手当	02 臨時	65	0	425	490	
003 会計年度任用職員	02 臨時	65		425	490	報酬額等の改正による　学校力向上支援員（庵） 195,800円×2.5=489,500円 現計予算額 −425,000円=△425,000円
003 勤勉手当	02 臨時	56	0	356	412	
002 会計年度任用職員	02 臨時	56		356	412	報酬額等の改正による　学校力向上支援員（庵） 195,800円×2.1=411,180円 現計予算額 −356,000円=△356,000円

27

令和 6年度　歳出 予算要求書　(第6回補正)

令和 7年 1月 9日 作成

会計 01 一般会計
款　10 教育費
項　06 保健体育費
目　03 学校給食費

所属 03-14-01　教育委員会 学校給食共同調理場 学校給食係

事業 135300-00-0 学校給食センター運営経費 [02 単独事業]

科目	臨経	要求額（千円）	査定額（千円）	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎（円）
＊＊合計＊＊		2,148	0	83,670	85,818	
01 報酬	11 経常	1,604	0	10,011	11,615	
012 パートタイム会計年度任用職員報酬	11 経常	1,604		10,011	11,615	人事院勧告に係る給与改定に伴う増額改定のため。 【月給】調理員　3人 改定後の支出見込額　6,379,200円 【時給】調理員　5人 改定後の支出見込額　5,235,593円 支出見込額（6,379,200円＋5,235,593円）－現計予算額10,011,000円=1,603,793円
03 職員手当等	11 経常	544	0	3,755	4,299	
002 期末手当	11 経常	292	0	2,044	2,336	
003 会計年度任用職員	11 経常	292		2,044	2,336	人事院勧告に係る給与改定に伴う増額改定のため。 【月給】調理員　3人 改定後の支出見込額　1,329,000円 【時給】調理員　5人 改定後の支出見込額　1,118,437円 支出見込額（1,329,000円＋1,118,437円）－現計予算額2,156,000円=291,437円
003 勤勉手当	11 経常	252	0	1,711	1,963	
002 会計年度任用職員	11 経常	252		1,711	1,963	人事院勧告に係る給与改定に伴う増額改定のため。 【月給】調理員　3人 改定後の支出見込額　1,116,360円 【時給】調理員　5人 改定後の支出見込額　939,357円 支出見込額（1,116,360円＋939,357円）－現計予算額1,804,000円=251,717円

28

令和 6年度　歳出 予算要求書　(第6回補正)

令和 7年 1月 9日 作成

会計 01 一般会計
款　10 教育費
項　06 保健体育費
目　03 学校給食費

所属 03-14-01　教育委員会 学校給食共同調理場 学校給食係

事業 135400-00-0 会計年度任用職員管理事務経費 [02 単独事業]

科目	臨経	要求額（千円）	査定額（千円）	補正前の額	補正後の額	内容及び算定基礎（円）
＊＊合計＊＊		112	0	954	1,066	
04 共済費	02 臨時	112	0	954	1,066	
005 社会保険料	02 臨時	112		954	1,066	人事院勧告に係る給与改定に伴う増額改定のため。 調理員社会保険料 支出見込額1,065,395円－現計予算額954,000円=111,395円

29

日 程 第 6

議 案 第 3 号

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会委員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第２条第１３号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和７年１月１７日　提出

仁木町教育委員会

教育長　　岩　井　秋　男

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員名簿

任期　令和　5年　4月　1日
任期　令和　7年　3月31日

（敬称略）

氏　名	役　職　名	選出区分	備　考
しばた　まこと 柴田真琴	仁木中学校長	第3条第1号	（仁木中）
うえき　よしあき 植木義明	銀山小学校長	第3条第1号	（銀山小）
あねたい　たかふみ 姉帯隆文	赤井川小学校長	第3条第1号	（赤井川小）
こまつ　たつや 小松達也	赤井川村ＰＴＡ連合会長	第3条第1号	（都小）
おの　ひでゆき 小野栄幸	仁木町ＰＴＡ連合会会長	第3条第1号	（銀山中）
とうごう　まさひろ 東郷昌弘	学識経験者	第3条第1号	委員長
おおいし　かずあき 大石和朗	赤井川村　副村長	第3条第1号	
はやし　こうじ 林　幸治	仁木町　副町長	第3条第1号	副委員長
いわもと　みなこ 岩本美奈子	栄養教諭	第3条第2号	（仁木小）

日 程 第 7

協 議 案 第 1 号

当面する教育諸問題に関する件について

令和７年１月１７日　提出

仁木町教育委員会

教育長　　岩　井　秋　男